

資料 1-4

平成23年7月22日

東日本大震災への対応

がんばろう “うらやす” 
浦安市 震災に負けるな浦安 負けるな日本

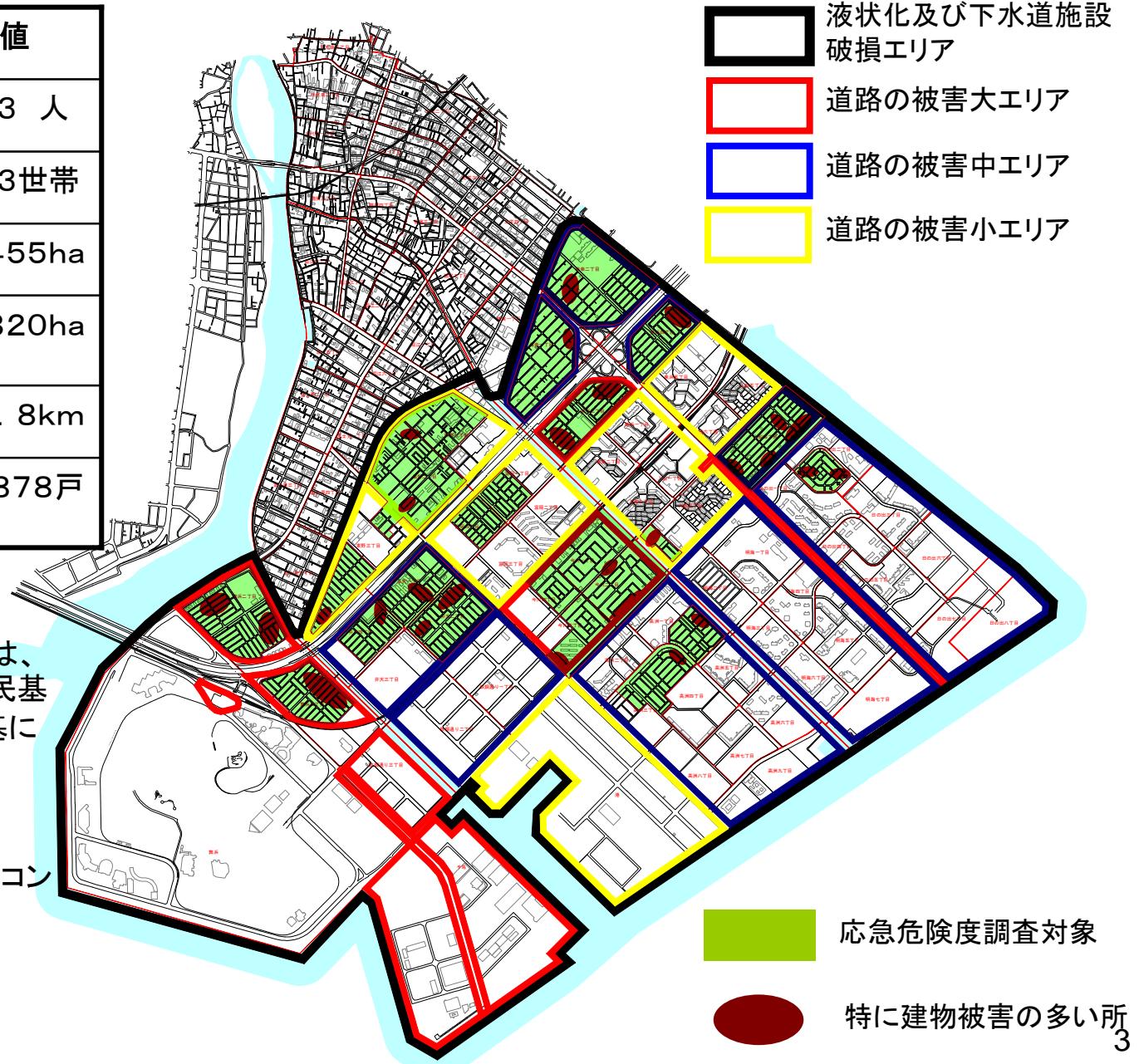


目次

- i 浦安市の被害の概要
- ii 被災地の土地利用の状況
- iii 被害の状況写真
- iv 下水道の被害状況
- v ライフラインの復旧の推移
- vi 応急危険度判定調査と建物被害認定調査(従来基準)の結果
- vii 地盤に係る住家被害認定の運用の見直し(内閣府)
- viii 従来基準による建物被害認定結果と新基準適用後の結果
- ix 航空レーザー計測による震災前と後での標高値

i 浦安市の被害の概要

主な被害項目	数 値
被災者数※1	96, 473 人
被災世帯数 ※1	37, 023世帯
液状化面積 ※2	約1, 455ha
下水道破損地区面積	約820ha
道路の被害延長	111. 8km
応急危険度調査対象	8, 878戸



※1

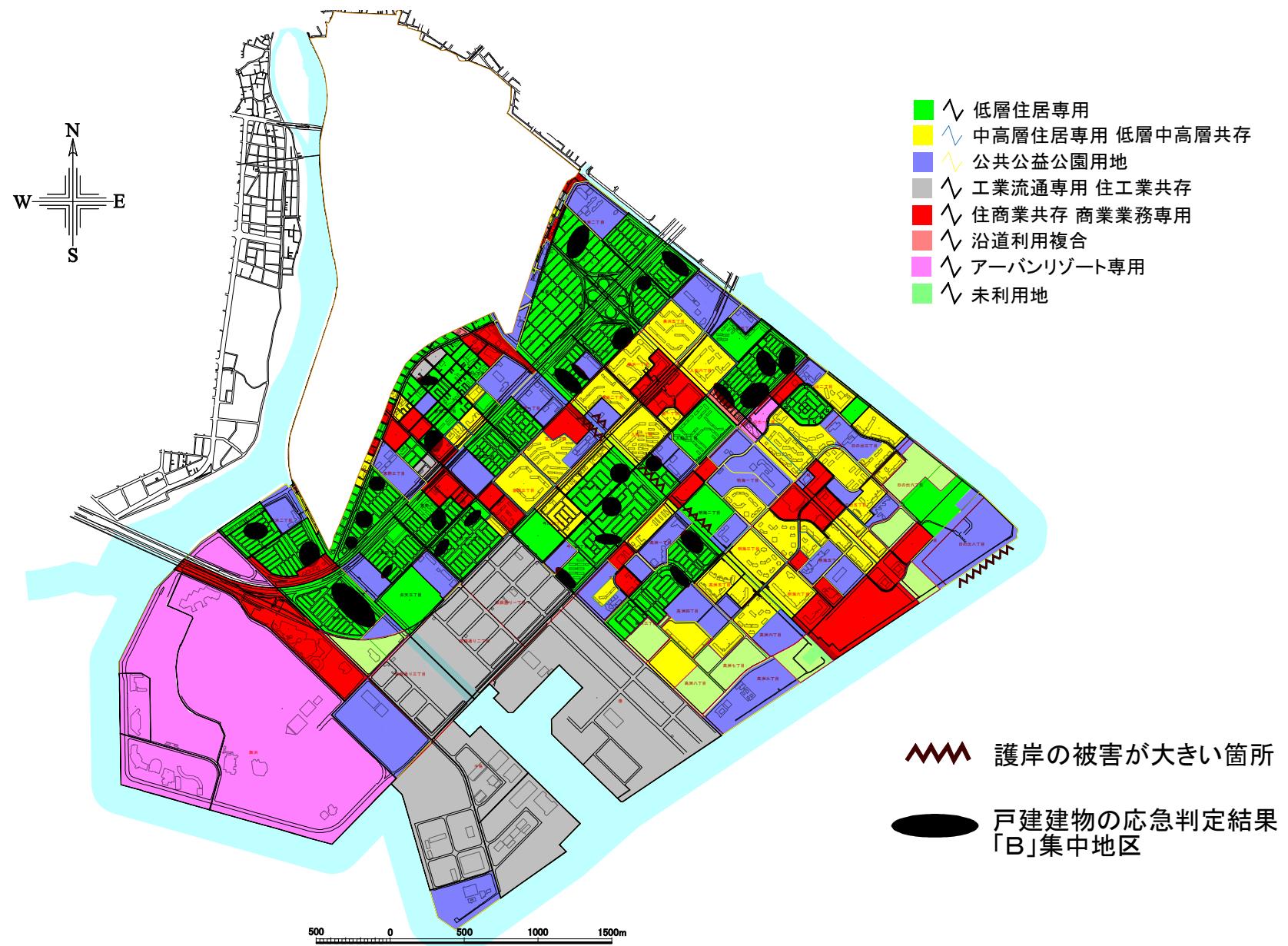
被災者数及び被災者世帯数は、平成23年2月28日現在の住民基本台帳と外国人登録台帳を基に算出した。

※2

空中測量で作成した地図からコンピュータ処理により算出した。

3 特に建物被害の多い所

ii 被災地の土地利用の状況



iii 被害の状況写真







舞浜の傾くバス停



中央公園野球場脇の通路



千鳥地区の液状化



高洲地区の道路の様子







日の出護岸



日の出護岸

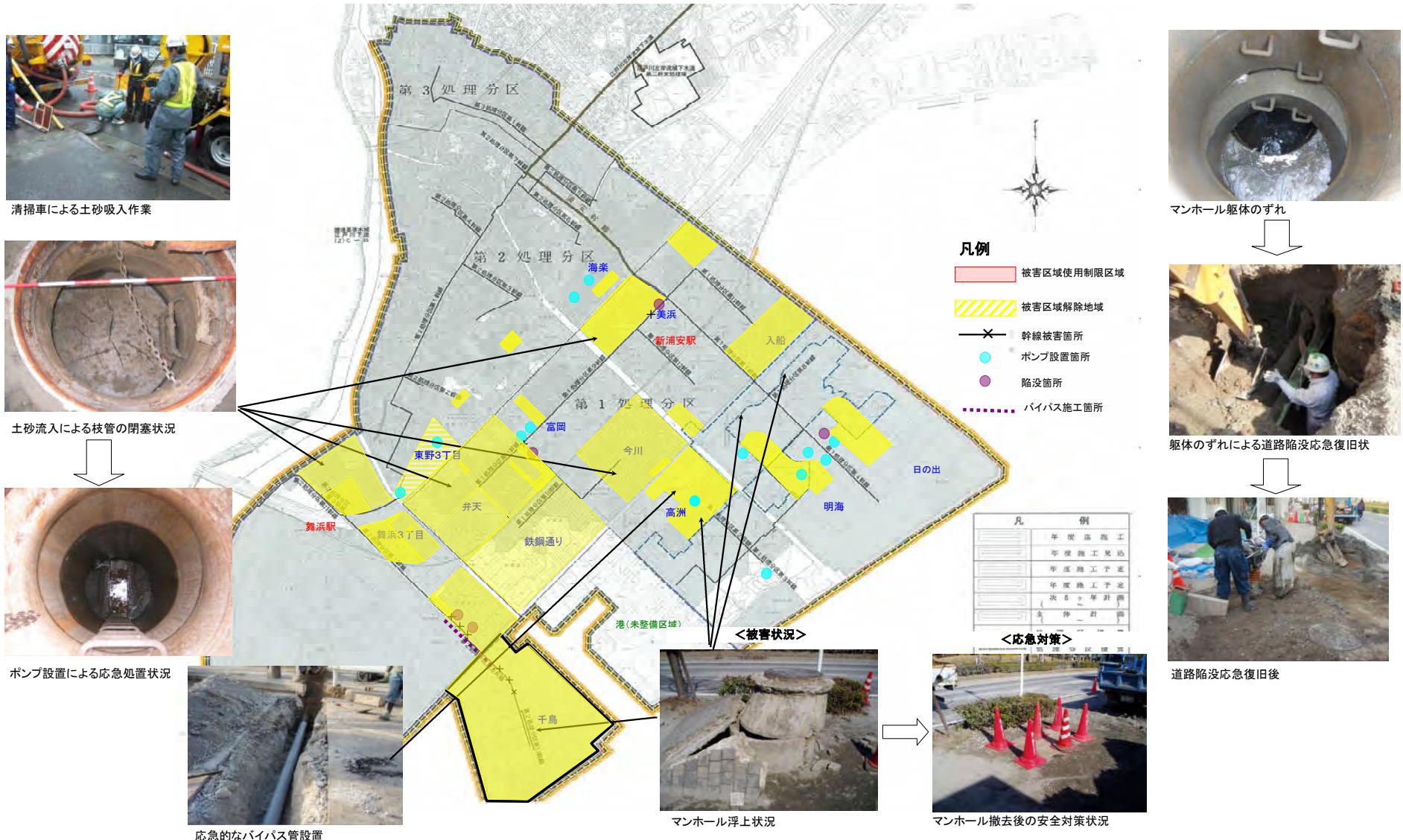


日の出護岸

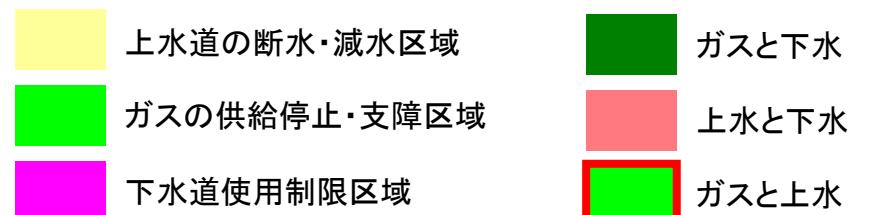
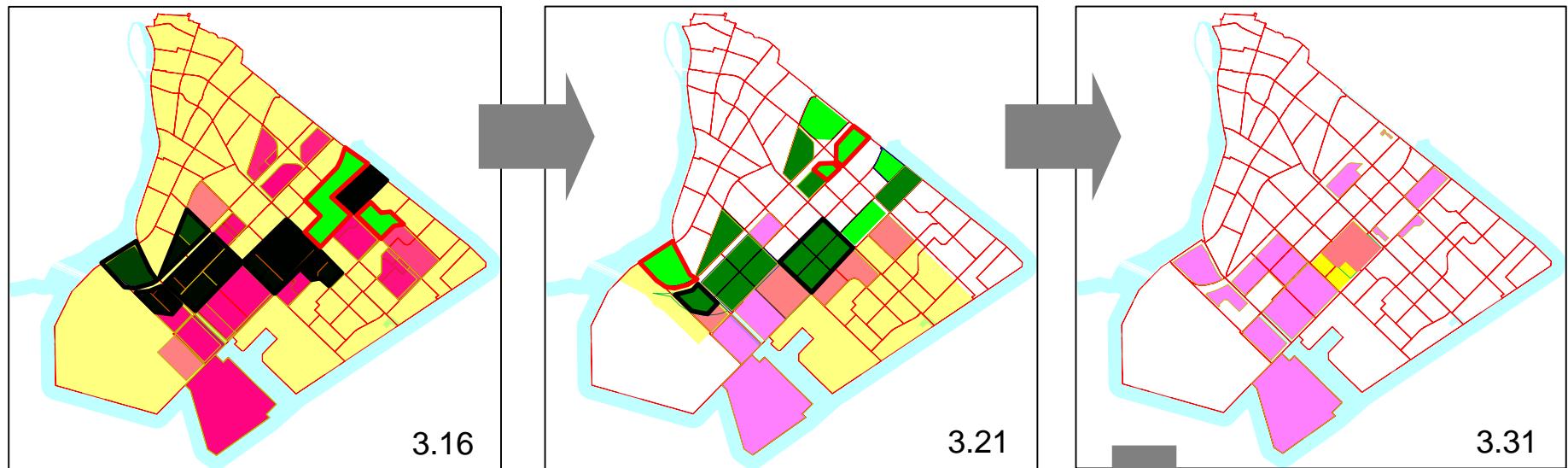


噴出土砂仮置場

iv 下水道の被害状況

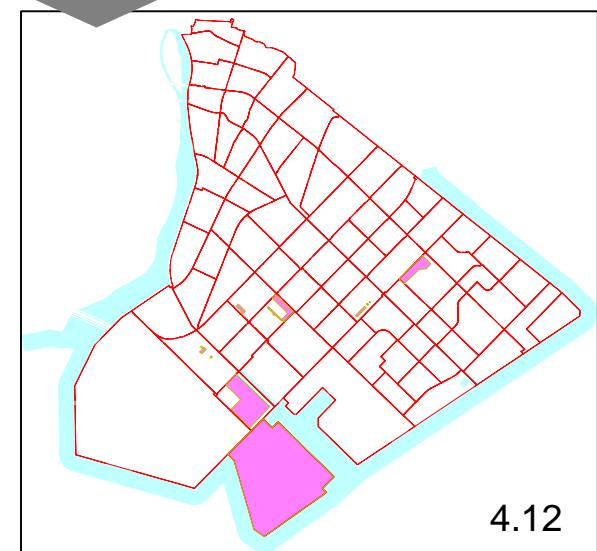


▼ ライフラインの復旧の推移



■ ガスと上水と下水

ガスは3/30、上水道は4/6、下水道は4/15にそれぞれ
応急復旧が完了した。



4.12

		ガス		上水道		下水道	
		供給停止戸数	復旧率	断水戸数	復旧率	使用制限世帯数	復旧率
3月12日	土	5,100					
3月13日	日	5,210		33,000	0.0%	7,300	0.0%
3月16日	水	8,631	0.0%	33,000	0.0%		
3月17日	木	8,147	5.6%	33,000	0.0%	8,661	0.0%
3月20日	日	6,876	20.3%	4,000	87.9%	11,908	0.0%
3月25日	金	3,696	57.2%	4,000	87.9%	8,172	31.4%
3月30日	水	0	100.0%	4,000	87.9%	7,476	37.2%
4月4日	月			1,200	96.4%	5,776	51.5%
4月6日	水			0	100.0%	4,568	61.6%
4月11日	月					456	96.2%
4月15日	金					0	100.0%

vi 応急危険度判定調査と建物被害認定調査(従来基準)の結果

応急危険度判定調査結果	
被災度 大	8
被災度 中	470
被災度 小	447
被害なし	7,955
合 計	8,880

【被災度大】

立ち入ることが危険な建物で、立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行う。

【被災度中】

立ち入る場合、十分な注意が必要な建物。専門家への相談が必要

【被災度小】

被災度が小さな建物

【被害なし】

傾斜の度合いが低く、余震による倒壊の恐れが低い建物。

従来の基準による建物被害認定結果	
全壊	8
大規模半壊	0
半壊	33
一部損壊	7,930
被害なし	1,028
合 計	8,999

【全壊】

建て直しをしなければならない状態を言う

【大規模半壊】

家屋などが半壊した状態のうち、大規模な補修を行わなければ居住・再利用が困難となつた状態

【半壊】

住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通り使用できるものを言う

【一部損壊】

全壊、半壊に至らない程度の住家の破損で補修を必要とする程度のものを言う

これまでの建物被害認定の調査・判定方法では、東日本大震災の地盤の液状化による住家被害の実態にそぐわない！

vii 地盤に係る住家被害認定の運用の見直し(内閣府)

【見直しの経緯】

- 災害による住家被害については、国が技術的助言として示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成21年6月 内閣府)等に基づき、市町村が被害程度を認定し、罹災証明書を発行している。
- 一方で、これまでの住家被害認定の調査・判定方法では、今回の東日本大震災の地盤の液状化による住家被害の実態に即していない。
- このため今回の災害における液状化被害等の実態を踏まえながら、住家被害認定の運用の見直しが行われた。

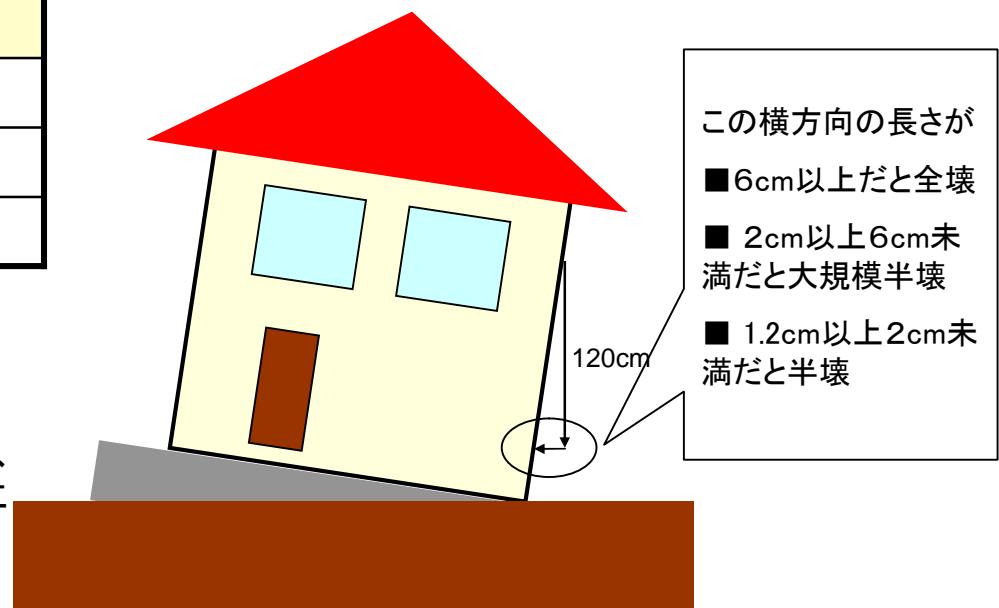
【見直しの主なポイント】

- 傾斜による判定の追加(基礎と柱が一体的に傾く場合)
基礎と柱が一体的に傾く場合、外壁又は柱の傾斜により、被害程度を判定する。

外壁又は柱の傾斜	被害程度
6cm以上	全壊(従来どおり)
2cm以上6cm未満	大規模半壊(新規)
1.2cm以上2cm未満	半壊(新規)

※外壁又は柱の傾斜は、120cmの垂直高さに対する水平方向のずれで表している。

これまでの基準で一部損壊と判定された方のうち、1.2cm以上の傾きがある場合に被害程度が変更になる。



viii 従来基準による建物被害認定結果と新基準適用後の結果

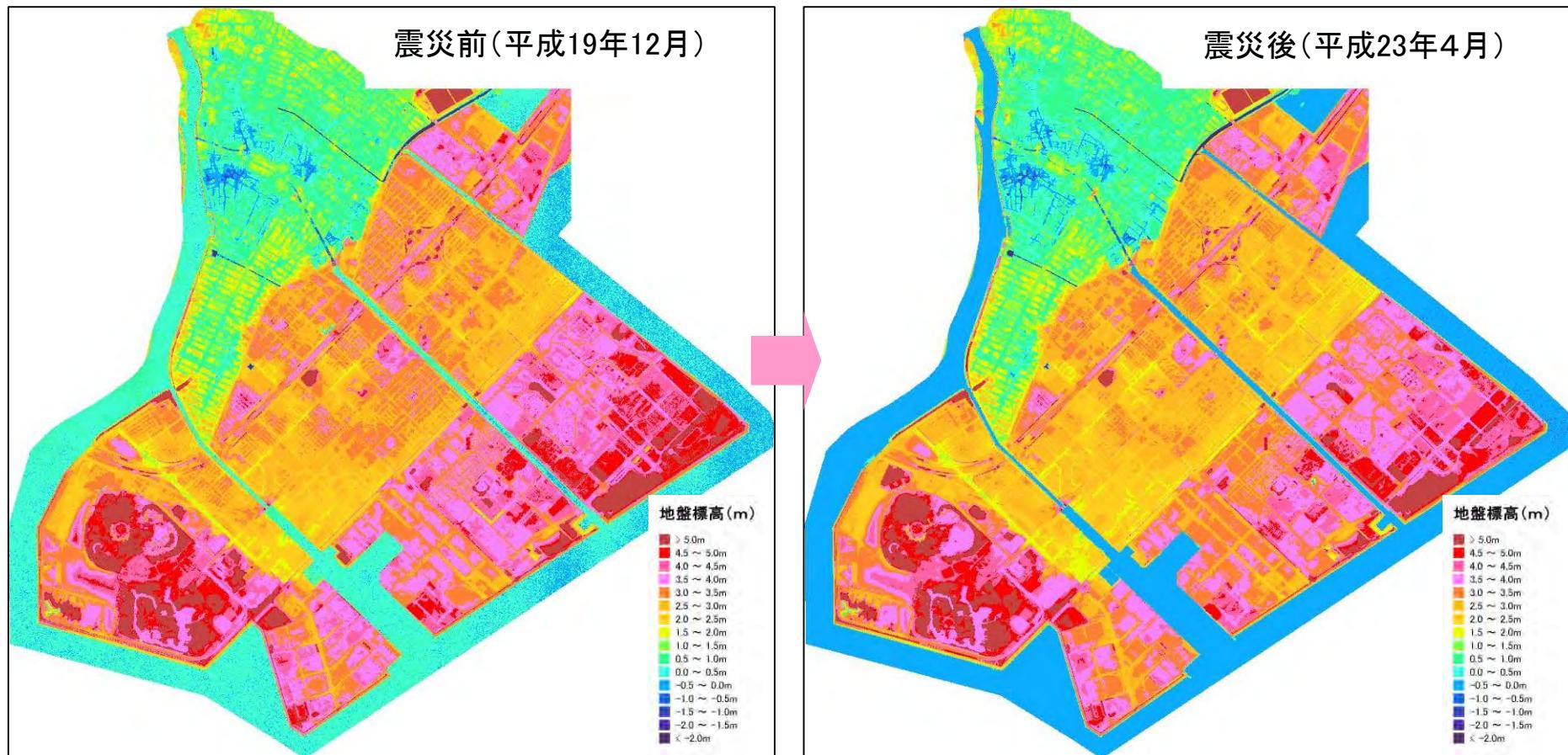
	建物被害認定調査	
	従来の基準による 建物被害認定結果	新基準適用後の 建物被害認定結果
全壊	8	18
大規模半壊	0	1,541
半壊	33	2,121
一部損壊	7,930	5,096
被害なし	1,028	1,105
合計	8,999	9,881

新基準欄については

- 平成23年7月15日現在の調査物件数
- 5月2日付け被害判定の緩和後の新基準による
- 傾斜の再調査(第1次再調査)や2次調査により、今後、総数および内訳が変更になる可能性がある

ix 航空レーザー計測による震災前と後での標高値

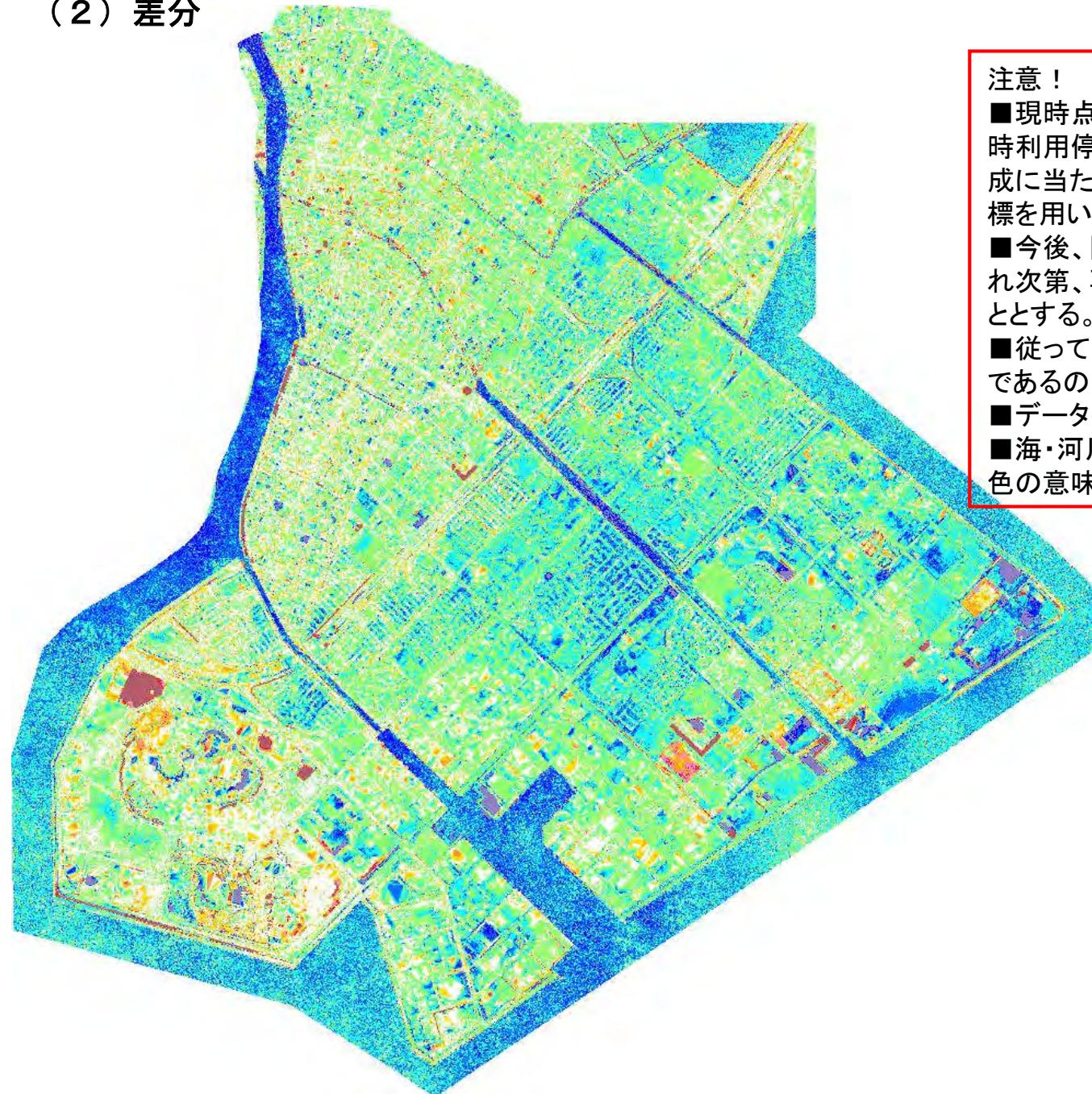
(1) 2時期比較



注意！

- 現時点で国土地理院が基準点成果を一時利用停止していることから、本図面の作成に当たっては、震災前の基準点位置座標を用いて作成している。
- 今後、国土地理院から新座標が公開され次第、再計算を行い改めて作成を行うこととする。
- 従って、本図面については、暫定のものであるので注意をすること。
- データの精度は±15cm
- 海・河川は計測外となっているので特に色の意味はない。

(2) 差分



注意！

- 現時点国土地理院が基準点成果を一時利用停止していることから、本図面の作成に当たっては、震災前の基準点位置座標を用いて作成している。
- 今後、国土地理院から新座標が公開され次第、再計算を行い改めて作成を行うこととする。
- 従って、本図面については、暫定のものであるので注意をすること。
- データの精度は±15cm
- 海・河川は計測外となっているので特に色の意味はない。

変化量(m)

> 0.9
0.7 ~ 0.9
0.5 ~ 0.7
0.3 ~ 0.5
0.1 ~ 0.3
-0.1 ~ 0.1
-0.3 ~ -0.1
-0.5 ~ -0.3
-0.7 ~ -0.5
-0.9 ~ -0.7
< -0.9